

や令和5年度 12月定例農業委員会総会議事録

日 時 令和5年 12月 5日 (火) 午前9時

場 所 みやき町 三根庁舎 2階大会議室

出席状況 出席者 20人 欠席者 4人

議席番号	委員氏名	出欠	議席番号	委員氏名	出欠
1番	中島 一博	欠席	13番	堤 義彦	出席
2番	池田 正清	出席	14番	城野 松夫	出席
3番	大川 定道	出席	15番	寺田 宏澄	出席
4番	碓 朝男	出席	16番	原 修身	出席
5番	山内 しげ子	欠席	17番	松尾 和明	出席
6番	吉丸 広泰	欠席	18番	馬郡 文男	出席
7番	山崎 清邦	出席	19番	福田 安信	出席
8番	綾部 勝年	欠席	20番	橋本 礼子	出席
9番	寺田 一義	出席	21番	佐々木 伸昌	出席
10番	古村 正典	出席	22番	北原 正也	出席
11番	宮原 史己	出席	23番	中島 正則	出席
12番	太田 幸代	出席	24番	岡 龍道	出席

報告第1号 農地法第18条第6項による通知書について (2件)

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 委員会許可分 (4件)

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について 町長許可分 (3件)

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について 町長許可分 (5件)

議案第4号 農用地利用集積計画 (経営基盤強化促進法分) について
委員会決定分 (12件)

議案第5号 農用地利用集積計画 (中間管理権分) について
委員会決定分 (1件)

その他

事務局 田中 嘉樹 弓 洋平

事務局

皆さん、おはようございます。

定刻になりましたので、只今より令和5年12月の農業委員会定例総会を開催します。現在の出席委員は19名です。よって、「みやき町農業委員会会議規則」第7条により在任委員の過半数に達しておりますので、総会は成立しております。欠席の連絡が入っている委員さんは〇〇番の〇〇委員さん、〇〇番の〇〇委員さん、〇〇番の〇〇委員さん、より欠席の連絡があっております。〇〇番の〇〇委員さんからは、少し遅れるとの連絡があっております。〇〇番の〇〇委員さんとは、連絡をとっております。

なお、議案書において事前にお知らせできませんでしたが、追加の協議事項として1件「非農地証明書の取扱いについて」の審議をお願いいたします。

それでは会長よりお願いします。

会 長

皆さん、おはようございます。

麦播きも大部分終わったようでございます。私は、先月の29、30日と東京での全国農業委員長大会に出席をいたして来ました。詳しくは時間がないので申し上げられませんが、農業者年金加入促進での農業者年金推進の必要性、有利性の公演が2地区の活動事例報告を含めてありました。次に地元国会議員の要請活動が2班に分けて、次年度農業予算の確保、増額と色々な農業問題を取り上げて要請してまいりました。最後に、農業委員会代表者集会では、3地区の農業委員会の事例発表を交えて地域農業、持続可能な農業、農村を作る全国推進活動の申出、申し合わせを決議されました。以上2日間のスケジュールの参加でしたが、充実した会長集会であったと思います。簡単ではありますが報告とさせていただきます

本日の議案・報告等につきましては

報告第1号	農地法第18条第6項による通知書について
議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請について
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第4号	農用地利用集積計画（経営基盤強化促進法分）について
議案第5号	農用地利用集積計画（中間管理権分）について
協議事案	非農地証明書の取扱いについて
その他	

となっております。

審議の発言にあたっては、必ず挙手をして、議長の指名があってから意見を願います。また、議事に関する以外についての発言は控えてください。

議 長

議事録署名人については、「みやき町農業委員会会議規則」第12条第2項の規定に基づき〇〇番〇〇委員さんと〇〇番〇〇委員さんを指名します。

議 長

議事に入りたいと思います。

報告第1号農地法第18条第6項による通知書について、事務局より説明をお願いします。

事務局

報告第1号（農地法第18条第6項による通知書の1件について）貸渡人、借受人の住所、氏名、解約理由、解約成立日、引渡日を説明する。

報告件数	2件	面積	12, 234㎡
------	----	----	----------

議 長

事務局より説明がありました、報告第1号で質疑のある方は挙手をお願いします。

（質疑なし）

議 長

質疑がないようですので、報告とさせていただきます。続きまして、議案第1号1農地法第3条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第1号1農地法第3条の規定による農地等の所有権移転（売買）許可申請について、譲渡人、譲受人の住所、氏名、所在地、地目、面積、譲渡・譲受の理由、周囲の状況が判る付近見取図、字図、農地法第3条調査書により農地法第3条第2項各号の判断のため、現在の状況を説明する。

議 長

担当地区委員より補足意見ををお願いします。

〇〇委員

11月22日に担当地区委員及び事務局と現地確認を行いました。

本件は譲渡人の祖父からの世情分けで貰った畑を実家に返す内容のものであり、譲受人もきちんと耕作されているため、特段問題はないと思われます。

よろしくご審議をお願いします。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。

質疑のある方は挙手をお願いいたします。

(質疑なし)

議 長

質疑が無いようですので採決に移ります。議案第1号1について許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第1号1については、申請どおり許可することに決定しました。続きまして、議案第1号2農地法3条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第1号2農地法第3条の規定による農地等の所有権移転（売買）許可申請について、譲渡人、譲受人の住所、氏名、所在地、地目、面積、譲渡・譲受の理由、周囲の状況が判る付近見取図、字図、農地法第3条調査書により農地法第3条第2項各号の判断のため、現在の状況を説明する。

事務局

譲渡人が相続財産管理人による申請につき、現在までの経過等について補足説明

議 長

担当地区委員より補足意見をお願いします。

〇〇委員

11月22日に担当地区委員及び事務局と現地確認を行いました。
相続財産清算人が選任されている田んぼですが、以前より耕作をされていた方が、農地の荒廃を防ぐことも含め管理をされていたということで、直ちに耕作できる状態となっています。今回、譲受人として選任された方も地域の担い手としてきちんと耕作をされていますので問題はないと思われまます。
よろしくご審議をお願いします。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。
質疑のある方は挙手をお願いいたします。

(質疑なし)

議 長

質疑が無いようですので採決に移ります。議案第1号2について許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第1号2については、申請どおり許可することに決定しました。続きまして、議案第1号3農地法3条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第1号3農地法第3条の規定による農地等の所有権移転（売買）許可申請について、譲渡人、譲受人の住所、氏名、所在地、地目、面積、譲渡・譲受の理由、周囲の状況が判る付近見取図、字図、農地法第3条調査書により農地法第3条第2項各号の判断のため、現在の状況を説明する。

議 長

担当地区委員より補足意見ををお願いします。

〇〇委員

先ほどの案件と同様に同じ相続財産清算人が選任されている田んぼで、こちらも直ちに耕作できる状態となっています。譲受人の方も本分地区できちんと耕作をされていますので問題はないと思われまます。よろしくご審議をお願いします。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。
質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

(質疑なし)

議 長

質疑が無いようですので採決に移ります。議案第1号3について許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第1号3については、申請どおり許可することに決定しました。

続きまして、議案第1号4農地法3条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第1号4農地法第3条の規定による農地等の所有権移転（売買）許可申請について、譲渡人、譲受人の住所、氏名、所在地、地目、面積、譲渡・譲受の理由、周囲の状況が判る付近見取図、字図、農地法第3条調査書により農地法第3条第2項各号の判断のため、現在の状況を説明する。

事務局

町が所得する案件につき、法令の解説等について補足説明

議 長

担当地区委員より補足意見ををお願いします。

〇〇委員

11月22日に担当地区委員及び事務局と現地確認を行いました。

町の担当部署から説明を受けましたが、町への寄附が家庭裁判所で許可をされた農地で、町としては国際交流のために町民の方と外国の方が一緒に活動する場として活用する計画ということでした。現状耕作はされていませんが、遊休化している状態ではないため、直ちに活用ができる状況と思われま

よろしくご審議をお願いします。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。

質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

(質疑なし)

議 長

質疑が無いようですので採決に移ります。議案第1号4について許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第1号4については、申請どおり許可することに決定しました。

続きまして議案第2号1農地法第4条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第2号1農地法第4条の規定による農地転用許可申請について、申請人の住所、氏名、所在地、転用目的、転用理由、農地区分等や農地転用許可基準の判断理由について説明を行い、周囲の状況が判る付近見取図、字図、土地利用計画図などにより計画内容及び始末書添付である旨を説明する。

議 長

担当地区委員より補足意見ををお願いします。

〇〇委員

11月22日に担当地区委員及び事務局と現地確認を行いました。転用目的は事務局説明のとおりで、周囲はスーパーや宅地、分譲地の開発がされており、市街化が進んでいる場所で問題はないと思われま。

よろしくご審議をお願いします。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。

質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

(質疑なし)

議 長

質疑が無いようですので採決に移ります。議案第2号1について許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第2号1については、申請どおり許可相当の意見を付して、町長に送付します。続きまして、議案第2号2農地法4条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第2号2農地法第4条の規定による農地転用許可申請について、申請人の住所、氏名、所在地、転用目的、転用理由、農地区分等や農地転用許可基準の判断理由について説明を行い、周囲の状況が判る付近見取図、字図、土地利用計画図などにより計画内容及び始末書添付である旨を説明する。

議 長

担当地区委員より補足意見を申し上げます。

〇〇委員

11月22日に担当地区委員及び事務局と現地確認を行いました。相当前に農業用の倉庫として建物を建てられていたとのことですが、現在の利用状況にあわせ整理をしたいということで、是正するための追認での申請です。現状の利用で隣接する農地等への支障はないことから問題はないと思われま。 地元区長、生産組合長等の同意も得られています。

よろしくご審議をお願いします。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。

質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

(質疑なし)

議 長

質疑が無いようですので採決に移ります。議案第2号2について許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第2号2については、申請どおり許可相当の意見を付して、町長に送付します。続きまして、議案第2号3農地法4条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第2号3農地法第4条の規定による農地転用許可申請について、申請人の住所、氏名、所在地、転用目的、転用理由、農地区分等や農地転用許可基準の判断理由について説明を行い、周囲の状況が判る付近見取図、字図、土地利用計画図などにより計画内容及び始末書添付である旨を説明する。

議 長

担当地区委員より補足意見を申し上げます。

〇〇委員

11月22日に担当地区委員3名及び事務局と現地確認を行いました。転用目的は農業用倉庫の増築ということで、申請人の方は地域の担い手として米麦のほか露地野菜等もされており、既存の倉庫では足りないため申請をされたものです。周囲も自分の農地であり、排水計画もきちんとされていることから問題はないと思われまます。地元区長、生産組合長の同意も得てあります。よろしくご審議ください。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。
質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

(質疑なし)

議 長

質疑が無いようですので採決に移ります。議案第2号3について許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第2号3については、申請どおり許可相当の意見を付して、町長に送付します。続きまして、議案第3号1農地法5条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第3号1農地法第5条の規定による農地転用許可申請について、譲渡人、譲受人の住所、氏名、所在地、転用目的、転用理由、農地区分等や農地転用許可基準の判断理由について説明をする

議 長

担当地区委員より補足意見を申し上げます。

〇〇委員

11月22日に担当地区委員及び事務局と現地確認を行いました。転用目的は一般住宅の建設用地であり、南側に畑がありますが竹林となっている状況ですので影響はな

いと思われます。排水も適切に行われる計画となつています。地元区長、生産組合長等の同意も得られています。

よろしくご審議をお願いします。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。
質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

(質疑なし)

議 長

質疑が無いようですので採決に移ります。
議案第3号1について許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第3号1については、申請どおり許可相当の意見を付して、町長に送付します。続きまして、議案第3号2農地法5条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第3号2農地法第5条の規定による農地転用許可申請について、貸付人、借受人の住所、氏名、所在地、転用目的、転用理由、農地区分等や農地転用許可基準の判断理由について説明をする

議 長

担当地区委員より補足意見をお願いします。

〇〇委員

11月24日に担当地区委員及び事務局と現地確認を行いました。
転用目的は一般住宅の建設用地で、雨水、生活排水は東側水路に排水する計画となっており、隣接農地もないことから問題はないと思われます。敷地内にパイプラインが通っていますが土地改良区との覚書もきちんとされています。地元区長、生産組合長等の同意も得られています。

よろしくご審議をお願いします。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。

質疑のある方は挙手をお願いいたします。

(質疑なし)

議 長

質疑が無いようですので採決に移ります。

議案第3号2について許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第3号2については、申請どおり許可相当の意見を付して、町長に送付します。続きまして、議案第3号3農地法5条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第3号3農地法第5条の規定による農地転用許可申請について、譲渡人、譲受人の住所、氏名、所在地、転用目的、転用理由、農地区分等や農地転用許可基準の判断理由について説明をする

議 長

担当地区委員より補足意見をお願いします。

〇〇委員

11月22日に担当地区委員及び事務局と現地確認を行いました。

申請地はグループホームの駐車場が狭くなったため、ここを駐車場として車の出入りを良くしたいという目的です。新設側溝排水で、周りにある農地への影響はないと思われ
ます。地元区長、生産組合長等の同意も得られています

よろしくご審議をお願いします。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。

質疑のある方は挙手をお願いいたします。

(質疑なし)

議 長

質疑が無いようですので採決に移ります。

議案第3号3について許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第3号3については、申請どおり許可相当の意見を付して、町長に送付します。続きまして、議案第3号4農地法5条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第3号4農地法第5条の規定による農地転用許可申請について、譲渡人、譲受人の住所、氏名、所在地、転用目的、転用理由、農地区分等や農地転用許可基準の判断理由について説明をする

議 長

担当地区委員より補足意見をお願いします。

〇〇委員

11月22日に担当地区委員及び事務局と現地確認を行いました。
目的は住宅用の分譲予定地となっており、雨水、生活排水については県道側に新設する側溝へ適切に排水される計画のため、周囲にある畑への影響はないと思われます。地元区長、生産組合長等の同意も得られています。

よろしくご審議をお願いします。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。

質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

(質疑なし)

議 長

質疑が無いようですので採決に移ります。

議案第3号4について許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第3号4については、申請どおり許可相当の意見を付して、町長に送付します。続きまして、議案第3号5農地法5条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第3号5農地法第5条の規定による農地転用許可申請について、貸付人、借受人の住所、氏名、所在地、転用目的、転用理由、農地区分等や農地転用許可基準の判断理由について説明をする

議長

担当地区委員より補足意見ををお願いします。

〇〇委員

11月22日に担当地区委員及び事務局と現地確認を行いました。転用目的は貸付人である農地所有者の子供さんの住宅用地となっています。雨水は東側の道路側溝、生活排水は下水道に繋げるため問題はなく、周囲の農地は貸付人名義の農地であり、影響はないと思われま

す。地元区長、生産組合長等の同意も得られています。

よろしくご審議をお願いします。

議長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。

質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

(質疑なし)

議長

質疑が無いようですので採決に移ります。

議案第3号5について許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、議案第3号5については、申請どおり許可相当の意見を付して、町長に送付します。続きまして、議案第4号農業経営基盤強化促進法第19条の農用地利用集積計画の公告を行うにあたり、町が定める同法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第4号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(経営基盤強化促進法分)案について、利用権の設定を受ける者、利用権を設定する者、設定する土地、設定する利用権、権利の種類について説明をする。

審議件数	貸借権	11件	所有権移転	1件
------	-----	-----	-------	----

議 長

事務局より説明がありました。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

(質疑なし)

議 長

質疑が無いようですので、採決に移ります。

議案第4号について計画案どおり承認することに賛成の方は挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので議案第4号は、計画案どおり承認することに決定いたしました。続きまして、議案第5号農業経営基盤強化促進法第19条の農用地利用集積計画の公告を行うにあたり、町が定める同法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（中間管理権分）（案）について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第5号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（中間管理権分）案について、利用権の設定を受ける者、利用権を設定する者、設定する土地、設定する利用権、権利の種類、期間等について説明をする。

審議件数 貸借権 1件

議 長

事務局より説明がありました。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

〇〇委員

受入と転貸人の関係性はどうなるのですか。渡人が転貸人の公益法人である公社に一回貸して、それを転貸人の公益法人である公社が受入に貸すという考えでよろしいのですか。

事務局

議案第4号農用地利用集積計画（経営基盤強化促進法分）と議案第5号農用地利用集積計画（中間管理権分）の違いと方針について説明する。

〇〇委員

農用地利用集積計画（経営基盤強化促進法分）にするか農用地利用集積計画（中間管理権分）にするかは個人の選択でよいのですか。

事務局

農協が円滑化事業として行っていた分が法の改正で中間管理事業に移行したもので、経営基盤強化促進法分の相対分も先々中間管理事業に移行する予定となっています。

議長

質疑が無いようですので、採決に移ります。

議案第5号について計画案どおり承認することに賛成の方は挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので議案第5号は、計画案どおり承認することに決定いたしました。続きまして、協議事案として「非農地証明の取扱いについて」の内容について事務局よりお願いします。

事務局

協議事項について、協議の理由、当委員会の事務処理状況等、国、県の見解、県内市町の状況について説明

議長

事務局より説明がありました。

本協議事案について、質疑、意見のある方は挙手をしてお願いいたします。

〇〇委員

非農地証明は、証明をもらうことで地目が変わるということですか。

事務局

農地法の4条、5条の申請であれば、許可を得た後、目的どおりに農地以外に変更し、完了後に転用完了報告に基づく証明によって地目に変更されることとなります。

非農地証明の場合は、農地法の手続きを行わないで、この土地は農地ではないという証明をすることにより地目に変更されることとなります。

〇〇委員

正規の手続きをしていかなければならないと思います。また、追認という救済措置ではありませんが、事後的な手続きができるのであれば、正式に農地法の手続きをしてもらうべきと思います。

〇〇委員

税金はどうなるのですか。

事務局

登記地目が田や畑の農地であっても、現況が駐車場や資材置き場など農地以外の利用がされていれば、税務課の固定資産税の担当において確認を行い、現況での課税がされています。

〇〇委員

違反転用、罰則という法の規定があるのに、現況が農地でないからという証明で済ませられる、やり得となるような措置はすべきではないと思います。

〇〇委員

農地を勝手に農地以外にした場合、違反転用という罰則の規定があることを皆さんは知ってあるのですかね。

事務局

年に1~2回程度ではありますが、許可を受けずに農地以外の利用をした場合、違反転用にあたることや罰則の規定があることを広報誌に掲載しています。また、啓発のポスターなども掲示しております。

〇〇委員

する賢くできるのであれば、農業委員会は何ぞやということになってしまいますので、現状と同じように追認での手続きをさせるということによいと思います。

議 長

他に質疑、意見が無いようですので採決に移ります。

協議事項「非農地証明の取扱いについて」現行の事務処理と同様に、農地法の許可を得ずに農地以外の目的で利用されている場合は、原則は原形復旧を指導すること。原形復旧が困難で、転用の必要性が認められ、周辺農地の営農に支障が無く、やむを得ないと判断される場合に限り、追認による申請を行わせる手続き、つまり無断転用の場合は非農地証明による取り扱いは行わないことに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、協議事項については、現行どおりの事務処理としますので、担当地区内において、無断で農地以外の目的で利用されている農地を確認された場合は、事務局への連絡を行い、一緒に是正指導にあたってください。

続きまして、その他について事務局よりお願いします。

その他

- ① 活動記録簿の確認及び最適化活動打ち合わせについて
- ② 令和5年度第2回農業委員研修について

議 長

1月の総会は、1月 5日（金）午前9時でお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

「賛成」

それでは、1月 5日（金）実施するということで確認いたします。

それから、来月分の議事案件の現地調査については、12月21日以降に該当する担当委員の方には連絡したいと思います。

他に何かございませんでしょうか。

議 長

これで12月の定例農業委員会を終了します。有難うございました。

みやき町農業委員長 寺田 一義

議事録署名人 ○○ 番

議事録署名人 ○○ 番